

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 1 月 24 日

金 曜 日

第 3716 号

目 次

告 示

○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
○換地処分	3

公 告

○富山中央警察署放置車両確認事務委託に係る一般競争入札の実施

告 示

富山県告示第36号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月 24 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年 1 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
国道 415号	高岡市能町字飛田2924番40 から	変更前		最大 73.0 最小 7.8	582.0	高岡土木 センター
	高岡市吉久二丁目2826番4 まで	変更後		最大 82.0 最小 5.0	582.0	

県道 姫野能町線	高岡市能町字長不崎2868番 2から	変更前	最大 318.0 最小 39.5	34.5	高岡土木 センター
	高岡市能町字長不崎2868番 3まで	変更後	最大 283.0 最小 39.5	34.5	
県道 能町枇杷首線	高岡市能町字長不崎2841番 6から	変更前	最大 41.0 最小 20.0	172.0	高岡土木 センター
	射水市川口宮袋入会地字古 村3151番 1 まで	変更後	最大 26.0 最小 16.0	172.0	

富山県告示第37号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月24日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年 1 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
国道 415号	高岡市能町字飛田2924番40から 高岡市吉久二丁目2834番 2 まで	平成26年 1 月 24 日	高岡土木 センター
県道 能町枇杷首線	高岡市能町字長不崎2841番 6 から 射水市川口宮袋入会地字古村3151番 1 まで	平成26年 1 月 24 日	高岡土木 センター
県道 利賀河合線	南砺市利賀村坂上字下田 132番から 南砺市利賀村坂上字下田 161番 4 まで	平成26年 1 月 24 日	砺波土木 センター

県道 砺波福光線	砺波市太郎丸字鍋島2867番6地先から 砺波市本町 132番地先まで	平成26年1月24日	砺波土木 センター
県道 高岡庄川線	砺波市秋元 247番1地先から 砺波市柳瀬 802番1地先まで	平成26年1月24日	砺波土木 センター

富山県告示第38号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、平成26年1月22日県営経営体育成基盤整備事業高善寺地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成26年1月24日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山中央警察署放置車両確認事務委託に係る一般競争入札の実施

富山中央警察署放置車両確認事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年1月24日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

富山中央警察署放置車両確認事務

(2) 委託業務の内容等

入札説明書及び委託仕様書による。

(3) 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所

富山中央警察署管轄区域

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第152号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に、A又はBの等級で登載されている者であること。
- (3) 富山県の指名競争入札において指名停止を受けていない者であること。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づく放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務に係る富山県公安委員会の登録を受けており、入札参加資格確認時において同法第51条の13に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けている者を6名以上確保している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかるものを含む。以下同じ。）をしていない又はこれがない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条

第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (8) 消費税及び地方消費税並びに富山県が賦課徴収する全ての税について未納のない者であること。
- (9) 法人税、地方税及び社会保険料を滞納していない者であること。
- (10) 報奨・罰則に関する規程を設けている者であること。
- (11) 機密漏えい防止に関する規程を設けている者であること。
- (12) 警察署長の求めに応じ、速やかに対応できると認められる者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (2) 申請書の書式は、入札説明書による。
- (3) 資料は、次のとおりとする。

ア 道路交通法第51条の8第1項及び第6項の規定により通知された富山県公安委員会の登録又は更新通知書の写し

イ 6名分以上の駐車監視員資格者証の写し

ウ 富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

- (4) 申請書及び入札説明書の交付期間

平成26年1月24日から同月31日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- (5) 申請書及び資料の提出期間

平成26年1月27日から同年2月3日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、(3)ウの書類は、開札時に提出すること。

- (6) 申請書及び入札説明書の交付場所、申請書及び資料の提出場所並びに問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 076-441-2211

(7) 提出方法

直接持参すること。

(8) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成26年2月12日までに申請者に文書で通知する。

(9) 委託仕様書の交付方法

平成26年2月12日から同月19日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(6)に掲げる場所において入札参加資格が有る旨の通知をした者に対し、無料で交付する。

なお、郵送による交付は行わない。

(10) その他

ア 資料の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された資料は、入札参加資格の有無の確認以外には使用しない。

ウ 提出された資料は、返却しない。

エ 提出した資料に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)により説明を求める場合には、平成26年2月14日までに説明を求める旨を記載した書面を持参により提出しなければならない。

(3) (2)により書面が提出されたときは、平成26年2月19日までに文書により回答する。

(4) (2)の書面の提出場所は、3(6)に掲げる場所とする。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

3(6)に掲げる場所

(2) 入札書の提出期限

平成26年2月21日 午前9時50分

(3) 入札書の提出方法

直接持参すること。

6 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

平成26年2月21日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 201会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない入札参加者は、開札日の前日までに、その旨を3(6)の機関に届け出るものとする。

7 入札保証金に関する事項

免除とする。

8 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 虚偽の申請書又は資料を提出した者の入札

(3) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(4) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

9 入札の方法

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) その他詳細は、入札説明書等による。